定　　款

社会福祉法人　寿山会

2　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。

3　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員に対して、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第10条　評議員会は次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 残余財産の処分
(7) 基本財産の処分
(8) 社会福祉充実計画の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に１回開催するほか、

行する。

3　理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第19条　理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとすることができる。

3　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第20条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第21条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第22条　この法人に、職員を置く。

2　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

（構成）

第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

なければならない。

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て今治市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、今治市長の承認は必要としない。

（1）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）　独立行政福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎年会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の付属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

（5）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

なければならない。

2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を今治市長に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）

第40条　この法人の公告は、社会福祉法人寿山会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第41条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　臼谷直純
理事　松本スマ子
〃　小池精蔵
〃　八木康次
〃　村瀬正重
〃　菊川文子
〃　瀬野利太郎
〃　八木昭久
〃　八木勇
〃　矢野利之
監事　小林明生
〃　渡辺時春

附則　この定款は、愛媛県知事の認可のあった日から施行する。
附則　この定款は、平成10年9月8日の認可のあった日から施行する。
附則　この定款は、平成11年11月26日の認可のあった日から施行する。
附則　この定款は、平成12年6月9日の認可のあった日から施行する。
附則　この定款は、平成13年9月13日の認可のあった日から施行する。
附則　この定款は、平成15年8月11日の認可のあった日から施行する。
附則　この定款は、平成16年5月31日の届出の日から施行する。
附則　この定款は、平成17年1月16日の届出の日から施行する。
附則　この定款は、平成17年8月16日の届出の日から施行する。
附則　この定款は、平成18年12月21日の届出の日から施行する。
附則　この定款は、平成19年7月9日の届出の日から施行する。

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和5年4月1日　（至）令和6年3月31日

（単位：円）

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入	381,850,000	382,968,430	-1,118,430	
		老人福祉事業収入	36,270,000	36,297,306	-27,306	
		児童福祉事業収入		0	0	
		保育事業収入		0	0	
		就労支援事業収入		0	0	
		障害福祉サービス等事業収入		0	0	
		生活保護事業収入		0	0	
		医療事業収入		0	0	
		借入金利息補助金収入		0	0	
		経常経費寄附金収入		0	0	
		受取利息配当金収入	5,950	5,275	675	
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入		0	0	
		その他の収入	3,820,000	3,727,092	92,908	
		流動資産評価益等による資金増加額		0	0	
		事業活動収入計（1）	421,945,950	422,998,103	-1,052,153	
	支出	人件費支出	249,160,000	249,802,862	-642,862	
		事業費支出	74,333,500	72,910,969	1,422,531	
		事務費支出	55,776,000	55,004,287	771,713	
		就労支援事業支出		0	0	
		授産事業支出		0	0	
		利用者負担軽減額		0	0	
		支払利息支出		0	0	
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出		0	0	
		その他の支出	1,000,000	966,180	33,820	
		流動資産評価損等による資金減少額		0	0	
		事業活動支出計（2）	380,269,500	378,684,298	1,585,202	
	事業活動資金収支差額（3）＝（1）－（2）		41,676,450	44,313,805	-2,637,355	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	14,856,000	14,855,000	1,000	
		施設整備等寄附金収入		0	0	
		設備資金借入金収入		0	0	
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入		0	0	
		固定資産売却収入		0	0	
		その他の施設整備等による収入		0	0	
		施設整備等収入計（4）	14,856,000	14,855,000	1,000	
	支出	設備資金借入金元金償還支出		0	0	
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出		0	0	
		固定資産取得支出	61,800,000	57,139,552	4,660,448	
		固定資産除却・廃棄支出		0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0	
		その他の施設整備等による支出	50,000	200,969	-150,969	
		施設整備等支出計（5）	61,850,000	57,340,521	4,509,479	
	施設整備等資金収支差額（6）＝（4）－（5）		-46,994,000	-42,485,521	-4,508,479	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入		0	0	
		長期運営資金借入金収入		0	0	
		役員等長期借入金収入		0	0	
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入		0	0	
		長期貸付金回収収入		0	0	
		社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入		0	0	
		投資有価証券売却収入		0	0	
		積立資産取崩収入	860,000	782,220	77,780	
		その他の活動による収入	422,539	46,858	375,681	
		その他の活動収入計（7）	1,282,539	829,078	453,461	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出		0	0	
		役員等長期借入金元金償還支出		0	0	
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出		0	0	
		長期貸付金支出		0	0	
		社会福祉連携推進業務長期貸付金支出		0	0	
		投資有価証券取得支出		0	0	
		積立資産支出	1,680,000	1,548,030	131,970	

	その他の活動による支出		0	0	
	その他の活動支出計（８）	1,680,000	1,548,030	131,970	
	その他の活動資金収支差額（９）＝（７）－（８）	-397,461	-718,952	321,491	
予備費支出（１０）		4,000,000		4,000,000	
当期資金収支差額合計（１１）＝（３）＋（６）＋（９）－（１０）		-9,715,011	1,109,332	-10,824,343	
前期末支払資金残高（１２）			544,834,025	-544,834,025	
当期末支払資金残高（１１）＋（１２）		-9,715,011	545,943,357	-555,658,368	

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）

法人単位事業活動計算書

（自）令和5年4月1日　（至）令和6年3月31日

（単位：円）

勘定科目			当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	382,968,430	366,828,102	16,140,328
		老人福祉事業収益	36,297,306	33,295,534	3,001,772
		児童福祉事業収益	0	0	0
		保育事業収益	0	0	0
		就労支援事業収益	0	0	0
		障害福祉サービス等事業収益	0	0	0
		生活保護事業収益	0	0	0
		医療事業収益	0	0	0
		経常経費寄附金収益	0	0	0
		その他の収益	0	0	0
		サービス活動収益計（1）	419,265,736	400,123,636	19,142,100
	費用	人件費	252,297,462	244,460,616	7,836,846
		事業費	72,910,969	67,701,458	5,209,511
		事務費	55,004,287	39,432,289	15,571,998
		就労支援事業費用	0	0	0
		授産事業費用	0	0	0
		利用者負担軽減額	0	0	0
		減価償却費	28,895,228	28,311,486	583,742
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-17,311,457	-16,549,350	-762,107
		貸倒損失額	0	0	0
		貸倒引当金繰入	0	0	0
		徴収不能額	0	0	0
		徴収不能引当金繰入	0	0	0
		その他の費用	0	0	0
		サービス活動費用計（2）	391,796,489	363,356,499	28,439,990
	サービス活動増減差額（3）＝（1）－（2）		27,469,247	36,767,137	-9,297,890
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	0	0	0
		受取利息配当金収益	5,275	4,943	332
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益	0	0	0
		有価証券評価益	0	0	0
		有価証券売却益	0	0	0
		投資有価証券評価益	0	0	0
		投資有価証券売却益	0	0	0
		基本財産評価益	0	0	0
		積立資産評価益	0	0	0
		その他のサービス活動外収益	3,727,092	2,317,933	1,409,159
		サービス活動外収益計（4）	3,732,367	2,322,876	1,409,491
	費用	支払利息	0	0	0
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息	0	0	0
		有価証券評価損	0	0	0
		有価証券売却損	0	0	0
		投資有価証券評価損	0	0	0
		投資有価証券売却損	0	0	0
		基本財産評価損	0	0	0
		積立資産評価損	0	0	0
		その他のサービス活動外費用	966,180	716,925	249,255
		サービス活動外費用計（5）	966,180	716,925	249,255
	サービス活動外増減差額（6）＝（4）－（5）		2,766,187	1,605,951	1,160,236
経常増減差額（7）＝（3）＋（6）			30,235,434	38,373,088	-8,137,654
	収益	施設整備等補助金収益	14,639,000	2,900,000	11,739,000
		施設整備等寄附金収益	0	0	0
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益	0	0	0
		固定資産受贈額	0	0	0

特別増減の部	収益	固定資産売却益	0	0	0
		その他の特別収益	0	0	0
		特別収益計（８）	14,639,000	2,900,000	11,739,000
	費用	基本金組入額	0	0	0
		資産評価損	0	0	0
		固定資産売却損・処分損	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0	0
		国庫補助金等特別積立金積立額	14,639,000	2,900,000	11,739,000
		災害損失	0	0	0
		その他の特別損失	0	0	0
		特別費用計（９）	14,639,000	2,900,000	11,739,000
	特別増減差額（１０）＝（８）－（９）		0	0	0
当期活動増減差額（１１）＝（７）＋（１０）			30,235,434	38,373,088	-8,137,654
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額（１２）		585,908,717	548,135,629	37,773,088
	当期末繰越活動増減差額（１３）＝（１１）＋（１２）		616,144,151	586,508,717	29,635,434
	基本金取崩額（１４）		0	0	0
	その他の積立金取崩額（１５）		0	0	0
	その他の積立金積立額（１６）		600,000	600,000	0
	次期繰越活動増減差額（１７）＝（１３）＋（１４）＋（１５）－（１６）		615,544,151	585,908,717	29,635,434

別紙１

監 査 報 告 書

令和６年５月２４日

社会福祉法人 寿山会

理事長　臼谷 直純 殿

監事　檜垣平八

監事　近藤 圭二

私たち監事は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの令和５年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

１ 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

２ 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以　上

社会福祉法人寿山会　役員名簿

任期：令和5年6月15日～令和7年度の定時評議委員会の終結の時まで

役員名・呼称	（フリガナ） 氏　名	所属	常勤・非常勤
理事長	ウスタニ　タダズミ 臼谷　直純	医療法人 厚仁会波方中央病院	非常勤
理事2	ウス タニ　チカコ 臼谷　千賀子	特別養護老人ホーム寿山苑　施設長	常勤
理事3	シライシ　ユキコ 白石　由紀子		非常勤
理事4	ムラカミ　マサトシ 村上　雅敏		非常勤
理事5	タンゲ　ジュンコ 丹下　準子		非常勤
理事6	ヤギ　トシユキ 八木　敏行		非常勤
監事	コンドウ　ケイジ 近藤　圭二	近藤会計事務所	非常勤
監事	ヒガキ　ヘイハチ 檜垣　平八		非常勤

社会福祉法人寿山会

役員等報酬規程

（目　的）

第１条　この規程は、社会福祉法人寿山会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第２条　当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

（費用弁済）

第３条　役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

２　交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

（１）理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

5,800 円

（２）監事が、監査を実施した場合の費用弁償

5,800 円

（改　廃）

第４条　規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。